

自殺の遺族、支えたい

弁護士発足へ

自殺した人の遺族を支援し、損害賠償を請求されるなどの事態に対応する「自死遺族支援弁護士団」が12月初め、大阪を拠点に発足する。全国から参加する25人ほどの弁護士の中で、東京都八王子市を拠点に活動する和泉貴士さん(35)は、母親を自殺で失った。「遺族の痛みや苦労を知っているのが自分の強み。『相談できる場所がある』と呼びかけたい」と語る。



シンポジウムで母を失った体験を話す和泉貴士弁護士(24日午後、東京都日野市)

母失った和泉弁護士「苦しみ知るからこそ」

和泉さんが相談を受けた遺族の場合、借金の相続放棄の制度を知らず、自殺した夫が生前に抱えた借金700万円の返済を続けていたという。自殺者が住んでいた賃貸マンションの貸主が、遺族に修繕費などの名目で損害賠償を請求する問題も相次いでいる。遺族は家族の自殺で精神的ダメージを受け、金銭や法的トラブルに十分対処できないまま、不利な立場に追い込まれることが多いという。

和泉さんは今年24日、東京都日野市で開かれたシンポジウムで、初めて人前で自分の体験を語った。母親が亡くなったのは、司法試験の受験生だった2006年9月。病に数十年間苦しんだ祖母が他界した数カ月後だった。夜、母が酒に酔って「死にたい」と言ったのに対し、和泉さんは「何をばかなこと言ってるんだよ」と答えた。翌朝、母は首をつって亡くなっていたという。

和泉さんはその後約1カ月間、不安定な状態が続き、精神科医にも相談した。「自分が母親を邪険に扱ったのがよくなかったのではないか」という自責の念が、いまも胸を離れないという。

その後、司法試験に合格し08年12月に弁護士登録。過労で自殺した人の遺族から相談を受けると「遺族を支援したい」と感じるようになった。多くの遺族が「あのとき自分が止めていればよかったのに」と悩み、つらい思いをだれにも相談できず苦しむ。和泉さんには自分のこととして理解できるといふ。「自殺がもたらす影響は、遺族が個人で負うにはあまりに重たい。法律家はもっと積極的に遺族の支援にかかわるべきです」と考えている。

弁護士団は12月4～5日、遺族の電話相談(06・6208・3300)に応じる。両日とも午前10時～午後4時。(根岸拓朗)